

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】平成20年8月14日(2008.8.14)

【公表番号】特表2004-502013(P2004-502013A)

【公表日】平成16年1月22日(2004.1.22)

【年通号数】公開・登録公報2004-003

【出願番号】特願2002-505905(P2002-505905)

【国際特許分類】

C 08 L 53/02 (2006.01)

C 08 F 297/04 (2006.01)

C 08 L 57/00 (2006.01)

C 08 L 93/04 (2006.01)

【F I】

C 08 L 53/02

C 08 F 297/04

C 08 L 57/00

C 08 L 93/04

【手続補正書】

【提出日】平成20年6月25日(2008.6.25)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

式、S-I-S-B(式中、S成分はポリスチレン、I成分はポリイソブレン、B成分はポリブタジエンである)により表わされる線状ブロックコポリマーを含有するテトラブロックコポリマー組成物。

【請求項2】

(a) S成分が、ブロックコポリマーの総重量に基づいてブロックコポリマーの10乃至90重量%の量で存在し、

(b) I成分が、ブロックコポリマーの総重量に基づいてブロックコポリマーの10乃至90重量%の量で存在し、

(c) B成分が、ブロックコポリマーの総重量に基づいてブロックコポリマーの10乃至90重量%の量で存在する、

請求項1に記載のコポリマー。

【請求項3】

コポリマーの総ピーク重量平均分子量が10,000乃至1,000,000である、請求項2に記載のコポリマー。

【請求項4】

コポリマーが、残存のS-Iジブロックを10重量%未満しか含有しない、請求項3に記載のコポリマー。

【請求項5】

コポリマーが、残存のS-I-Sトリブロックを10重量%未満しか含有しない、請求項4に記載のコポリマー。

【請求項6】

テトラブロックコポリマーを供給することを含む、請求項3~4乃至4~6のいずれか1請求

項に記載の路面標識配合物を用いる方法。